

改正	昭和54年4月1日	昭和55年4月1日
	昭和59年4月1日	平成2年6月1日
	平成8年10月1日	平成10年4月1日
	平成25年4月1日	

## 第1 目的

この事業は、市内に住所を有する身体障害者の日常生活の利便を向上するため車いすのまま乗降できる「身体障害者用リフト付乗用自動車（以下「身体障害者用自動車」という。）」を運行し、もって身体障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

## 第2 利用者の範囲

- (1) 市内に住所を有し、身体障害者手帳を所持し、障害が重く車いすを使用しなければ歩行することが困難な者
- (2) (1)の者が必要とする付添者
- (3) その他特に市長が認めた者第

## 3 利用の条件

(1) 利用者は個人とし、団体等の利用については、市長が特に必要があると認めた場合に限り利用することができるものとする。

### (2) 用途

- ア 通院等に利用するとき。
- イ 福祉センター等を利用するとき。
- ウ 社会福祉団体等の主催する行事に参加するとき。
- エ 身体障害者福祉施設等の入所者と交流するとき。
- オ その他、健全な市民生活に資すると認められるとき。

### (3) 付添者

利用者が付添者を必要とする場合は、利用者において配置するものとする。第

## 4 運行の範囲

身体障害者用自動車の運行は、その運行が安全と認められる場合で、かつ、おおむね片道3時間以内の範囲とする。

## 第5 運行の日時

- (1) 運行日は、1台につき週1回の運休日以外、年末年始（12月30日から1月3日まで）を除き毎日とする。
- (2) 運行時間は、午前8時から午後5時までの9時間を原則とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、延長することができる。

## 第6 経費の負担

無料とする。ただし、有料道路及び有料駐車場の利用料金は利用者の負担とする。第

## 7 利用者の登録

市長は、利用しようとする者から身体障害者用リフト付乗用自動車利用登録届を提出させるものとする。

## 第8 利用の申請

身体障害者用自動車を利用しようとする者は、利用予定日の1カ月前から利用予定日の前日までに利用の申請をし、承認を受けなければならない。ただし、特に事情のある場合は、定めた期間外に申請をすることができる。

## 第9 利用の決定

- (1) 市長は、利用の申請を受けたときは、利用の可否を決定し、利用予定日までに申請者に連絡するものとする。
- (2) 身体障害者用自動車の利用は申請の順序により決定するものとし、利用日時が競合した場合は、必要に応じ、申請者と協議して定めるものとする。

## 第10 利用の取消等

- (1) 利用者が身体障害者用自動車の利用を取り消そうとするときは、速やかに利用の取消しを市長に申し出しなければならない。

(2) 市長は、車両の故障等により運行できないときは、利用日時を変更し、又は利用の決定を取り消すことができる。

#### 第11 運行の委託

市長は、必要があると認めるときは、身体障害者用自動車の運行を民間事業者等に委託することができる。

附 則

この要綱は、昭和53年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

